

福井中央魚市株式会社 不正防止計画

弊社では、公的資金を用いた研究実施において、不正を発生させる要因を抽出し、各要因に対応する対策を下記のように定めています。弊社では最高管理責任者が率先して不正防止に対応し、自ら不正防止計画の進捗管理に努めます。

不正発生要因	対策
ルールと実態の乖離	随時、実態を把握し、実態に合わせたルールの見直しを行う。
決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確	総務部が中心に担当することで、責任の所在を明確化する。
予算執行の特定の時期への偏り	養殖に関する研究であれば、季節性があるため、時期の偏りが生じるのは仕方がない面があるものの、事務部門で養殖の実態を把握し、不自然な偏りがないかを確認する。
業者に対する未払い問題の発生	複数名で伝票を確認し、未払いが発生しないように注意している。
競争的資金等の集中している部門	事業内容の重複が無いかどうか、随時確認している。
取引に対するチェックが不十分	事務部門において業者の選定情報も含めて取引記録は管理しているが、情報管理を徹底する。
同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の業者への発注の偏り。	業者の選定情報も含めて、情報管理を徹底する。
検収業務やモニタリング等の形骸化	形骸化することのないよう、検収業務やモニタリングを徹底する。
業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時に納品物品の反復使用。	持ち帰り・反復使用がないように、研修業務を徹底する。
非常勤雇用者の雇用管理	勤務状況は管理部門にて把握し、作業日誌と照合して雇用管理を行っている。
出張の事実確認等が行える手続が不十分	出張報告書に事実を詳細に記載するよう求めている。

本計画は令和2年5月14日から適用とし、5カ年に一度見直しを行う。

以上